平成２５年（フ）第４７号
千葉県市川市高石神27番２号メゾンジュネス101号
債務者　露木　允光
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６号
愛知県東海市加木屋町２丁目111番地
債務者　稲田　昇子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５号
川崎市中原区井田三舞町１番８号　バークレイコート305、前住所横浜市港北区小机町1547番地23
債務者　平野　基予（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
川崎市宮前区菅生２丁目16番35号
債務者　田邉　由美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７４号
川崎市宮前区菅生２丁目16番35号
債務者　田邉　義美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０２号
川崎市川崎区元木２－３－５　ジョイフル元木203号室
債務者　レオノラ　エヌ　アリゾ（Ｌｅｏｎｏｒａ　Ｎ．Ａｒｉｚｏ）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４号
川崎市麻生区細山５丁目28番12号
債務者　上之園文宏（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
川崎市川崎区大島上町22番３号　アクシス日下109、前住所川崎市川崎区京町１丁目11番13号
債務者　益子　佳巳
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
川崎市川崎区鋼管通１丁目17番２－502号　チェスターフィールド
債務者　森本　章裕
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
川崎市高津区溝口２丁目21番２号　プリムローズ301、前住所横浜市青葉区あざみ野２丁目12番地１　丸善ビル301
債務者　村上可菜子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
熊本県八代市大福寺町944番地　202
債務者　小路永昭代
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２１号
熊本県八代市植柳下町1392番地１
債務者　渡邉　麻美（旧姓川内・尾上）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１６２号
横浜市南区蒔田町字伊勢山841番地１　蒔田団地５棟204号
債務者　篠塚幸三郎
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６号
横浜市鶴見区梶山２丁目12番４－702号、住民票上の住所横浜市南区真金町１丁目４番地８　日興パレス大通り公園502
債務者　赤堀　智夫（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４１号
横浜市戸塚区戸塚町565番地８　アネックス戸塚102号
債務者　笹沼　睦子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部